

奈良県告示第一百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所
監事 森田周作 天理市杣之内町二九一